第二十六条第三項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同条第十九項中「又は同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第十項に規定する認定住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二十八項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第二十六条の三第一項中「又は法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第十項に規定する認定住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第四項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改める。

第二十六条の四第二十五項中「、第八項若しくは第十八項」を「から第九項まで若しくは第十九項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「次条第十一項第四号」を「次条第十二項第四号」に改め、「、」第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第十項に規定する認定住宅」とあるのは「第四十一条の三の二第一項、第五項若しくは第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋のこれらの住宅の増改築等に係る部分」と」を削り、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「次条第二十二項」を「次条第二十三項」に、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「第二十六項の」を「第二十七項の」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第十八項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「又は住宅の増改築等をした家屋の当該住宅の増改築等に係る部分を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に、「第十項第三号」を「第十一項第三号」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項第二号」を「第十五項第二号」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項第二号中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項第三号中「第十項第四号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項第二号中「第十項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項第三号中「第十項第四号」を「第十一項第四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号及び第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第四十一条の三の二第二項第四号に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（第二十六条第二十五項第一号から第三号までのいずれかに該当する工事であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づくものに限る。以下この項において同じ。）で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の七第十六項第二号中「翌年中」を「翌年一月一日から法第四十一条の五第七項第一号に規定する取得期限までの間」に、「翌年分」を「買換資産の取得をした日の属する年分」に改める。

第二十六条の二十三第四項中「第百二十条第四項」を「第百二十条第六項」に改め、同条第六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第二十六条の二十六第七項中「第五項まで」を「第七項まで」に改め、同条第十一項の表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第二十六条の二十七の二中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(1)中「第三十一条第一項」を「第三十四条の二第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十五条の三十二第一項」に、「役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十四条第五項の」を「計算書類等及び同法第四十五条の三十四第一項各号に掲げる」に改める。

第二十六条の二十八の三第九項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

第二十六条の二十八の五第一項中「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「同条第八項に」を「同条第十一項に」に、「同条第八項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第六項第一号中「標準的費用額」を「断熱改修標準的費用額」に改め、同条第七項中「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同条第十九項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　法第四十一条の十九の三第十三項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づくものに限る。以下この項において同じ。）で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の五第十六項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第八項第三号」を「第四十一条の十九の三第十一項第三号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第四十一条の十九の三第八項第二号」を「第四十一条の十九の三第十一項第二号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第八項第一号」を「第四十一条の十九の三第七項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第七項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項の次に次の四項を加える。

10　法第四十一条の十九の三第六項に規定する耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一　法第四十一条の十九の三第六項の住宅耐震改修（以下この項において「住宅耐震改修」という。）の同条第六項の耐震改修標準的費用額が五十万円を超えること。

二　住宅耐震改修をした家屋の当該住宅耐震改修に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該住宅耐震改修に要した費用の額が当該住宅耐震改修に要した費用の額の二分の一以上であること。

三　住宅耐震改修をした家屋が、その者のその居住の用に供される第三項第三号イ又はロに掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

四　住宅耐震改修をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

11　法第四十一条の十九の三第六項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第十三項に規定する耐久性向上改修工事等（以下この項及び第十三項において「耐久性向上改修工事等」という。）につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額（当該耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額とする。